

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	平野地区 (宮前集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、宮前地区では、主食用水稻のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われている。しかし、後継者が不在である農地が多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。

・農家の大半が兼業農家で、作業が休日しかできないため水稻以外につくることができない。

・農家の高齢化と人口減少や農地が点在していることで、法面や畔等の草刈り作業が困難になってきたこともあり、耕作放棄地が増えてきている。

・農地面積が小さく形もいびつであるため、作業効率が悪く収益が見込めない。

・ほ場整備が初期だったこともあり、道路が接道していない農地が多くある。

・新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。

・アライグマやジャンボタニシといった鳥獣被害も多くなっている。

・燃料や肥料などの資材費が高騰している。

・都市が近くにあるため、直売所の野菜がよく売れている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、学校給食などに提供する野菜の生産を検討する。

・人口減少によりラジコン草刈り機といったスマート農業を段階的に開始する。

・水管理の必要がない乾田水稻などを検討する。

・個人での生産が困難になってきたため、企業の参入を促す必要がある。そのために、ほ場整備や耕地整理といった事業を行い、農地の集約と大区画化を目指す。

・耕作不利地などは耕作できなくなった農地の集約化を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針									
・目標地図を活用し、「農業を担う者」がいる農地、いない農地を集落として俯瞰的に把握・共有する。 ・「農業を担う者」のいない農地について、今後、誰がどのように耕作・管理していくのかを協議し、「農業を担う者」のいる農地については、必要に応じて農地の集約化を検討する。									
(2)農地中間管理機構の活用方針									
・必要に応じて検討する。									
(3)基盤整備事業への取組方針									
・ほ場整備や耕地整理といった事業を行い、農地の集約と大区画化を目指す。									
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針									
・地区外からの農地の担い手にも、共同作業や地域のルール、作業委託・受託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。 ・農地の集約と大区画化を行い、地区内外から多様な経営体を募る。 ・定年退職後にオペレーターとして作業の受託を開始することを検討する。									
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
・効率化が期待できる作業などは、集落内のオペレーターに部分的な委託をすすめる。 ・地域で作業受託ができる仕組みを整備していく									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)									
☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									